

地方創生SDGs金融表彰 概要

目的	地方公共団体等と地域金融機関等が連携した、SDGsを原動力とした地方創生に取り組む地域事業者を支援するスキームの構築において、特に顕著な功績がみられた地方公共団体等及び地域金融機関等を表彰し、地域における資金の還流と再投資を生み出す「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」に資する取組を普及推進することを目的とする。
表彰の対象	地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に資する取組について、特に顕著な功績がみられた地方公共団体等及び地域金融機関等とする。
表彰者	内閣府特命担当大臣（地方創生）が行う。
表彰の時期	年 1 回行う。
表彰数	最大 5 件とする。
選考委員会	選考委員会の委員は、地方創生推進室長が委嘱する。
評価項目	以下の評価項目ごとに評価し、総合的に、特に顕著な功績があったと認められる取組を表彰する。 汎用性（モデル性）、官民協働、実効性、持続性、透明性、独自性、成果、影響